

令和3年2月

## 狛江市議会第1回定例会提出議案

## 提出議案

3

- |    |        |                                    |      |
|----|--------|------------------------------------|------|
| 1  | 議案第1号  | 令和2年度狛江市一般会計補正予算（第9号）              | -3-  |
| 2  | 議案第2号  | 令和2年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）        | -5-  |
| 3  | 議案第3号  | 令和2年度狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）           | -7-  |
| 4  | 議案第4号  | 令和3年度狛江市一般会計予算                     | -9-  |
| 5  | 議案第5号  | 令和3年度狛江市国民健康保険特別会計予算               | -11- |
| 6  | 議案第6号  | 令和3年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算              | -13- |
| 7  | 議案第7号  | 令和3年度狛江市介護保険特別会計予算                 | -15- |
| 8  | 議案第8号  | 令和3年度狛江市駐車場事業特別会計予算                | -17- |
| 9  | 議案第9号  | 令和3年度狛江市下水道事業会計予算                  | -19- |
| 10 | 議案第10号 | 狛江市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例         | -21- |
| 11 | 議案第11号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例         | -23- |
| 12 | 議案第12号 | 狛江市高校生世代の児童の医療費の助成に関する条例           | -25- |
| 13 | 議案第13号 | 狛江市地域包括支援センターの運営基準に関する条例の一部を改正する条例 | -29- |
| 14 | 議案第14号 | 狛江市介護保険条例の一部を改正する条例                | -31- |
| 15 | 議案第15号 | 狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例等の一部を改正する条例 | -35- |
| 16 | 議案第16号 | 狛江市住居表示に関する条例の一部を改正する条例            | -55- |



議案第 1 号

令和 2 年度狛江市一般会計補正予算（第 9 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。



議案第1号別紙

令和2年度

狛江市一般会計補正予算(第9号)



## 令和2年度狛江市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度狛江市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222,339千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,622,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第三表 繰越明許費」による。

令和3年2月19日 提出

狛 江 市 長

松 原 俊 雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
7. 地方消費税交付金		1,707,031	△137,720	1,569,311
	1. 地方消費税交付金	1,707,031	△137,720	1,569,311
15. 国庫支出金		14,567,365	146,474	14,713,839
	1. 国庫負担金	4,513,918	34,341	4,548,259
	2. 国庫補助金	10,034,265	112,133	10,146,398
16. 都支出名		5,445,000	12,452	5,457,452
	1. 都負担金	1,645,144	16,288	1,661,432
	2. 都補助金	3,517,527	△3,836	3,513,691
18. 寄附金		21,411	7,205	28,616
	1. 寄附金	21,411	7,205	28,616
19. 繰入金		395,095	50,112	445,207
	1. 繰入金	395,095	50,112	445,207
21. 諸収入		368,586	18,316	386,902
	6. 雑収入	354,803	18,316	373,119
22. 市債		1,303,100	125,500	1,428,600
	1. 市債	1,303,100	125,500	1,428,600
歳入	合 計	40,400,018	222,339	40,622,357

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		11,646,787	39,353	11,686,140
	1. 総務管理費	10,870,698	3,147	10,873,845
	3. 戸籍住民基本台帳費	257,257	36,206	293,463
3. 民生費		16,432,388	122,802	16,555,190
	1. 社会福祉費	5,973,332	96,038	6,069,370
	2. 児童福祉費	8,095,675	34,436	8,130,111
	4. 災害救助費	12,000	△7,672	4,328
4. 衛生費		2,293,741	34,191	2,327,932
	1. 保健衛生費	1,049,884	18,448	1,068,332
	2. 清掃費	1,243,857	15,743	1,259,600
7. 商工費		344,540	△9,500	335,040
	1. 商工費	344,540	△9,500	335,040
8. 土木費		1,976,202	36,072	2,012,274
	2. 道路橋りょう費	525,329	71,643	596,972
	4. 都市計画費	1,237,985	△35,571	1,202,414
10. 教育費		4,205,168	△579	4,204,589
	5. 社会教育費	654,851	△579	654,272
歳出	合計	40,400,018	222,339	40,622,357

第二表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
子育て・教育支援 複合施設整備事業債	千円 72,800	証書借入  又 は  証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	子育て・教育支援 複合施設整備事業債	千円 72,800	証書借入  又 は  証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
市道整備事業債	114,300				市道整備事業債	172,300			
都市計画公園整備事業債	48,200				都市計画公園整備事業債	48,200			
第一小学校整備事業債	121,900				第一小学校整備事業債	121,900			
第三中学校整備事業債	43,800				第三中学校整備事業債	43,800			
学校屋内運動場空調設備 整備事業債	126,300				学校屋内運動場空調設備 整備事業債	126,300			
学校教育施設情報 通信基盤整備事業債	75,800				学校教育施設情報 通信基盤整備事業債	75,800			
臨時財政対策債	700,000				臨時財政対策債	700,000			
減収補てん債					減収補てん債	67,500			
計	1,303,100				計	1,428,600			

第三表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	市制施行50周年記念関係費	140千円
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路維持費	71,643千円
8. 土木費	3. 河川費	多摩川河川敷環境保全事業	45,123千円
8. 土木費	4. 都市計画費	地区計画関係費	2,893千円



狛江市一般会計補正予算(第9号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
7. 地方消費税交付金	1,707,031	△137,720	1,569,311
15. 国庫支出金	14,567,365	146,474	14,713,839
16. 都支出名	5,445,000	12,452	5,457,452
18. 寄附金	21,411	7,205	28,616
19. 繰入金	395,095	50,112	445,207
21. 諸収入	368,586	18,316	386,902
22. 市債	1,303,100	125,500	1,428,600
歳入合計	40,400,018	222,339	40,622,357

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	11,646,787	39,353	11,686,140	37,706	0	0	0	1,647
3. 民生費	16,432,388	122,802	16,555,190	92,881	12,452	0	△3,836	21,305
4. 衛生費	2,293,741	34,191	2,327,932	10,893	0	0	3,705	19,593
7. 商工費	344,540	△9,500	335,040	△9,500	0	0	0	0
8. 土木費	1,976,202	36,072	2,012,274	8,494	0	58,000	3,500	△33,922
10. 教育費	4,205,168	△579	4,204,589	0	0	0	0	△579
歳出合計	40,400,018	222,339	40,622,357	140,474	12,452	58,000	3,369	8,044

## 2. 歳入

## (款) 7. 地方消費税交付金

## (項) 1. 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方消費税交付金	千円 1,707,031	千円 △137,720	千円 1,569,311	1. 地方消費税交付金	千円 △137,720	1. 地方消費税交付金
計	1,707,031	△137,720	1,569,311			

## (款) 15. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 4,491,907	千円 32,576	千円 4,524,483	4. 障がい者 自立支援事業費 負担金	千円 32,576	1. 障がい福祉サービス費等負担金
2. 衛生費 国庫負担金	2,062	1,765	3,827	1. 保健衛生費 負担金	1,765	2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	4,513,918	34,341	4,548,259			

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 9,234,483	千円 95,806	千円 9,330,289	1. 総務管理費 補助金	千円 95,806	1. 個人番号カード関連事務費等補助金 37,706 5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 58,100
3. 衛生費 国庫補助金	18,864	7,833	26,697	1. 保健衛生費 補助金	7,833	3. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金
4. 土木費 国庫補助金	19,911	8,494	28,405	1. 道路橋りょう費 補助金	11,050	1. 社会資本整備総合交付金(防災・安全事業分)
				2. 都市計画費 補助金	△2,556	2. 社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業分)
計	10,034,265	112,133	10,146,398			

## (款) 15. 国庫支出金

(款) 16. 都支出金

(項) 1. 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費都負担金	千円 1,634,395	千円 16,288	千円 1,650,683	5. 障がい者 自立支援事業費 負担金	千円 16,288	千円 1. 障がい福祉サービス費等負担金
計	1,645,144	16,288	1,661,432			

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費都補助金	千円 1,506,591	千円 △3,836	千円 1,502,755	7. 災害救助費 補助金	千円 △3,836	千円 1. 被災者生活再建支援事業補助金
計	3,517,527	△3,836	3,513,691			

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 指定寄附金	千円 21,410	千円 7,205	千円 28,615	1. 指定寄附金	千円 7,205	千円 1. 指定寄附金 3,705 2. 緑のまちづくり協力金 3,500
計	21,411	7,205	28,616			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	千円 375,600	千円 50,112	千円 425,712	1. 財政調整 基金繰入金	千円 53,758	千円 1. 基金繰入金
				4. 災害復旧・復興 特別交付金 積立基金繰入金	△3,646	
計	395,095	50,112	445,207			

## (款) 21. 諸収入

## (項) 6. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 354,803	千円 18,316	千円 373,119	5. 雑入	千円 18,316	11. 多摩川衛生組合負担金過年度清算金
計	354,803	18,316	373,119			

## (款) 22. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 土木債	千円 162,500	千円 58,000	千円 220,500	1. 道路整備事業債	千円 58,000	1. 市道整備事業債
5. 減収補てん債	0	67,500	67,500	1. 減収補てん債	67,500	1. 減収補てん債
計	1,303,100	125,500	1,428,600			

## (款) 22. 市債

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	千円 1,500,921	千円 3,147	千円 1,504,068	千円	千円	千円	千円	千円 3,147			千円
								△4,000	1. 報酬	7,147	1. 人件費 △4,000
									2. 給料	△4,000	[職員課] 給料 一般職給 △4,000
								7,147			8. 職員管理費 7,147
											[職員課] 報酬 一般事務報酬 7,147
計	10,870,698	3,147	10,873,845					3,147			

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	千円 253,554	千円 36,206	千円 289,760	千円	千円	千円	千円	千円 △1,500			千円
								△1,500	2. 給料	△1,500	1. 人件費 △1,500
									18. 負担金, 補助及び 交付金	37,706	[職員課] 給料 一般職給 △1,500
				37,706							6. 個人番号カード交付事業 37,706
											[市民課] 負担金, 補助及び交付金 個人番号カード関連事務費 負担金 37,706
計	257,257	36,206	293,463	37,706				△1,500			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	千円 1,863,803	千円 30,885	千円 1,894,688	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
							30,885				
							△9,825	2. 給料	△3,825	1. 人件費 △9,825	
								3. 職員手当等	△6,000	[職員課]	
								10. 需用費	△3,500	給料 △3,825	
								1. 消耗品費	△3,500	一般職給	
								27. 繰出金	44,210	職員手当等 △6,000	
							△3,500			11. 避難行動要支援者支援事業 △3,500	
										[福祉政策課] 需用費 △3,500 消耗品費 (△3,500) 事業用消耗品	
							44,210			35. 国民健康保険特別会計繰出金 44,210	
										[財政課] 繰出金 44,210 国民健康保険特別会計繰出金	
8. 障がいサービス費	1,424,773	65,153	1,489,926	32,576	16,288		16,289				
				11,712	5,856		5,857	19. 扶助費	65,153	3. 施設サービス費 23,425	
										[高齢障がい課] 扶助費 23,425 施設サービス費	
				20,864	10,432		10,432			4. 居宅介護(ホームヘルプ) 41,728	
										[高齢障がい課] 扶助費 41,728 居宅介護費	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
計	千円 5,973,332	千円 96,038	千円 6,069,370	千円 32,576	千円 16,288	千円	千円 47,174		千円	千円	

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉 総務費	千円 2,519,568	千円 55,446	千円 2,575,014	千円 60,305	千円	千円	千円 △4,859	千円 △4,859		千円	千円	
									2. 給料	△2,500	1. 人件費	△4,859
									3. 職員手当等	△2,359	[職員課]	
									10. 需用費	181	給料	△2,500
									4. 印刷 製本費	181	一般職給 職員手当等	△2,359
									11. 役務費	124		
									1. 通信 運搬費	124	17. 子育て世帯緊急対策応援事業	60,305
2. 児童措置費	3,885,954	△10,296	3,875,658				△10,296	△10,296	18. 負担金, 補助及び 交付金	60,000	[子ども政策課] 需用費 181 印刷製本費 (181) 封筒・案内チラシ 役務費 124 通信運搬費 (124) 郵送料 負担金, 補助及び交付金 60,000 大学生生活・学業等応援給付 金	
									18. 負担金, 補助及び 交付金	△10,296	2. 保育所等児童運営費 △10,296 [児童育成課] 負担金, 補助及び交付金 △10,296 ベビーシッター利用支援事 業負担金	
4. 保育園費	872,024	△10,714	861,310				△10,714					

								△10,714	2. 給料	△1,714	1. 人件費	△10,714
									3. 職員手当等	△9,000	[職員課]	
											給料	△1,714
											一般職給	
											職員手当等	△9,000
計	8,095,675	34,436	8,130,111	60,305				△25,869				

(項) 4. 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 災害救助費	千円 12,000	千円 △7,672	千円 4,328	千円	千円 △3,836	千円	千円 △3,836		千円	千円	1. 被災者生活再建支援事業 △7,672
					△3,836		△3,836	18. 負担金, 補助及び 交付金	△7,672		[福祉政策課] 負担金, 補助及び交付金 △7,672 被災者生活再建支援事業補 助金
計	12,000	△7,672	4,328		△3,836		△3,836				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生 総務費	千円 445,140	千円 3,850	千円 448,990	千円	千円	千円	千円 3,850		千円	千円	1. 人件費 3,850
							3,850	2. 給料	3,500		[職員課] 給料 一般職給 3,500
								4. 共済費	350		共済費 350
2. 予防費	484,381	14,598	498,979	10,893			3,705				1. 報酬 △15,000
				△15,000							10. 需用費 1,200
								1. 消耗品費	1,200		負担金, 補助及び交付金 △15,000

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
									12. 委託料	6,062	乳幼児・児童インフルエンザ予防接種費用助成金 10. 新型コロナウイルス感染症予防 〔健康推進課〕 負担金、補助及び交付金 12. 新型コロナ予防接種 〔新型コロナ予防接種室〕 報酬 一般事務補助報酬(時間額) 需用費 消耗品費 事業用消耗品 医療用消耗品 委託料 新型コロナ予防接種事業支援業務委託 保健事業支援システム接種会場用PC等設定委託 使用料及び賃借料 接種会場予約システム使用料 負担金、補助及び交付金 新型コロナウイルスワクチン接種費負担金
								13. 使用料及び賃借料	174		
				16,295			3,705		18. 負担金、補助及び交付金	6,765	
											20,000
											20,000
											20,000
											9,598
											9,598
											397
											1,200
											(1,200)
											200
											1,000
											6,062
											3,300
											2,762
											174
											1,765
計	1,049,884	18,448	1,068,332	10,893			3,705	3,850			

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 塵芥処理費	千円 1,055,868	千円 15,743	千円 1,071,611	千円	千円	千円	千円 15,743		千円	千円	
							15,743	18. 負担金, 補助及び 交付金	15,743	5. 組合維持管理費 〔清掃課〕 負担金, 補助及び交付金 多摩川衛生組合負担金	
計	1,243,857	15,743	1,259,600				15,743				

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 商工業 振興費	千円 283,426	千円 △9,500	千円 273,926	千円 △9,500	千円	千円	千円		千円	千円	
				△9,500				18. 負担金, 補助及び 交付金	△9,500	9. 3密対策事業者支援給付金事 業 〔地域活性課〕 負担金, 補助及び交付金 3密対策事業者支援給付金	
計	344,540	△9,500	335,040	△9,500							

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 道路維持費	千円 280,514	千円 71,643	千円 352,157	千円 11,050	千円	千円	千円 2,593		千円	千円	
				11,050		58,000	2,593	14. 工事請負費	71,643	1. 道路維持費 〔整備課〕 工事請負費 道路維持工事	
						58,000					

## (款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
計	千円 525,329	千円 71,643	千円 596,972	千円 11,050	千円	千円 58,000	千円		千円 2,593	千円	

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 都市計画 総務費	千円 347,491	千円 △5,680	千円 341,811	千円 △2,556	千円	千円	千円		千円 △3,124	千円	
				△2,556				12. 委託料	△5,680	5. 地区計画関係費 △5,680 〔まちづくり推進課〕 委託料 △5,680 岩戸北二丁目周辺地区地区 計画区画道路境界図作成委 託	
3. 街路事業費	52,434	△33,391	19,043				△33,391	14. 工事請負費	△33,391	1. 調布都市計画道路3・4・1 6号線整備費(電中研前) △33,391 〔整備課〕 工事請負費 道路整備工事 △33,391	
4. 公園緑地費	322,409	3,500	325,909				3,500	24. 積立金	3,500	6. 緑化基金費 3,500 〔財政課〕 積立金 3,500 緑化基金積立金	
							3,500				
計	1,237,985	△35,571	1,202,414	△2,556			3,500		△36,515		

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
1. 社会教育 総務費	247,046	△579	246,467					△579			
								△579	2. 給料	△579	1. 人件費 〔職員課〕 給料 一般職給
計	654,851	△579	654,272					△579			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括 ( )内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(12) 【490】 436	646,625	1,645,908	1,411,165	3,703,698	596,395	4,300,093
補正前	(12) 【483】 436	639,081	1,656,526	1,428,524	3,724,131	596,045	4,320,176
比 較	(0) 【7】 0	7,544	△ 10,618	△ 17,359	△ 20,433	350	△ 20,083

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	279,187	33,396	55,815	8,460	104,567	772,448	207	37,637	25,965	93,483	
補正前	280,887	33,396	55,815	8,460	102,867	789,807	207	37,637	25,965	93,483	
比 較	△ 1,700	0	0	0	1,700	△ 17,359	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考	
給 料	△ 10,618	給与改定に伴う増減分		0	給与改定に伴う増減分	0
		その他の増減分		△ 10,618	新陳代謝等に伴う減少分	△ 10,618
職員手当	△ 17,359	制度改定に伴う増減分		△ 17,359	制度改定に伴う減少分	△ 17,359
		その他の増減分		0	新陳代謝等に伴う増減分	0

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	314,289	311,822
	平均給与月額(円)	411,109	374,669
	平均年齢(歳)	41.5	55.2
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	313,054	300,159
	平均給与月額(円)	413,938	359,602
	平均年齢(歳)	41.7	55.0

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	国の制度
			一般行政職(円)
高校卒	145,600	143,000	150,600
大学卒	183,700		186,700(総合職) 182,200(一般職)

ウ 級別職員数 ( )は、再任用職員 別掲

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和3年1月1日現在	1級	163	48.7	1級	(1) 3	(20.0) 12.5
	2級	(6) 61	(100.0) 18.2	2級	(4) 17	(80.0) 70.8
	3級	55	16.4	3級	1	4.2
	4級	45	13.4	4級	3	12.5
	5級	11	3.3			
	計	(6) 335	(100.0) 100.0	計	(5) 24	(100.0) 100.0
令和2年1月1日現在	1級	168	48.1	1級	4	16.7
	2級	(5) 69	(100.0) 19.8	2級	(8) 16	(100.0) 66.6
	3級	59	16.9	3級	3	12.5
	4級	43	12.3	4級	1	4.2
	5級	10	2.9			
	計	(5) 349	(100.0) 100.0	計	(8) 24	(100.0) 100.0

級別の基準となる職務

区 分	一般行政職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務 2 主査の職務
4級	1 課長の職務 2 主幹の職務 3 課長補佐の職務 4 副主幹の職務
5級	1 参与の職務 2 部長の職務 3 理事の職務
区 分	技能労務職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	統括主査の職務

エ 期末手当・勤勉手当 ( )内は、再任用職員

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)	3 月 (月分)		
補正後	(1. 225)	(1. 175)	—	(2. 40)	(無)
	2. 325	2. 225	—	4. 55	有
補正前	(1. 225)	(1. 225)	—	(2. 45)	(無)
	2. 325	2. 325	—	4. 65	有
国の制度	(1. 175)	(1. 175)	—	(2. 35)	(有)
	2. 250	2. 200	—	4. 45	有

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤続の者 (月分)	2 5 年勤続の者 (月分)	3 5 年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	23. 00	30. 50	43. 00	43. 00	—
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

カ 地域手当 (令和3年1月1日現在)

支給対象地域	支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく支給率 (%)
東京都狛江市	16. 0	444	16. 0

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率 (%)	0. 01	0. 01	-
支給対象職員の比率 (%) (令和3年1月1日現在)	10. 2	11. 6	-
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当、感染症防疫作業手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	配偶者	市 6, 000円	国 6, 500円	
		(技能労務職除く4級職員)	3, 000円		
住居手当	異なる	子	市 9, 000円	国 10, 000円	
		特定期間にある子 (加算)	市 4, 000円	国 5, 000円	
		その他	市 6, 000円	国 6, 500円	
		(技能労務職除く4級職員)	3, 000円		
		※市においては、5級職員に対して、扶養手当不支給			
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15, 000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員)	市 15, 000円	国 最高支給限度額27, 000円 (借家・借間に居住する者)	
通勤手当	異なる	交通機関利用	市 最高支給限度額 55, 000円	国 最高支給限度額 55, 000円	
		交通用具利用	市 2, 600円~11, 000円	国 2, 000円~31, 600円	

地方債の前前年度末並びに前年度末における現在高及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普 通 債	千円 8,408,917	千円 8,423,760	千円 879,700	千円 691,478	千円 8,611,982
(1) 総務債	704,027	648,910		55,433	593,477
(2) 民生債	1,416,091	1,987,748	72,800	73,962	1,986,586
(3) 衛生債	460,972	455,038		5,961	449,077
(4) 土木債	1,988,226	1,851,879	220,500	188,249	1,884,130
(5) 消防債	284,500	287,769		28,632	259,137
(6) 教育債	3,555,101	3,192,416	586,400	339,241	3,439,575
2. 減税補てん債	382,248	292,236		79,066	213,170
3. 臨時財政対策債	10,711,668	10,625,177	700,000	823,387	10,501,790
4. 減収補てん債			67,500		67,500
合 計	19,502,833	19,341,173	1,647,200	1,593,931	19,394,442

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。



議案第 2 号

令和 2 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。



議案第2号別紙

令和2年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)



## 令和2年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,857,733千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月19日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 国民健康保険税		1,717,071	△96,437	1,620,634
	1. 国民健康保険税	1,717,071	△96,437	1,620,634
2. 国庫支出金		6,687	28,496	35,183
	1. 国庫補助金	6,687	28,496	35,183
3. 都支出金		5,235,318	23,731	5,259,049
	1. 都補助金	5,235,317	23,731	5,259,048
4. 繰入金		847,679	44,210	891,889
	1. 繰入金	847,679	44,210	891,889
歳 入	合 計	7,857,733	0	7,857,733

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,717,071 千円	△96,437 千円	1,620,634 千円
2. 国庫支出金	6,687	28,496	35,183
3. 都支支出金	5,235,318	23,731	5,259,049
4. 繰入金	847,679	44,210	891,889
歳入合計	7,857,733	0	7,857,733

2. 歳入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般被保険者 国民健康保険税	千円 1,716,604	千円 △96,437	千円 1,620,167	1. 現年課税分	千円 △96,437	千円 1. 医療給付費分現年課税分 △63,865 2. 介護納付金分現年課税分 △9,690 3. 後期高齢者支援金分現年課税分 △22,882
計	1,717,071	△96,437	1,620,634			

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 災害臨時特例 補助金	千円 241	千円 28,496	千円 28,737	1. 災害臨時特例 補助金	千円 28,496	千円 1. 災害臨時特例補助金
計	6,687	28,496	35,183			

(款) 3. 都支出金

(項) 1. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 保険給付費等 交付金	千円 5,104,506	千円 23,731	千円 5,128,237	2. 特別交付金	千円 23,731	千円 2. 特別調整交付金分(市町村分)
計	5,235,317	23,731	5,259,048			

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 847,679	千円 44,210	千円 891,889	5. その他一般会計 繰入金	千円 44,210	千円 1. その他一般会計繰入金
計	847,679	44,210	891,889			

(款) 4. 繰入金



議案第 3 号

令和 2 年度狛江市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

下水道事業会計予算を補正する必要があるため。



議案第3号別紙

令和2年度

狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)



## 令和2年度 狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度狛江市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度狛江市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事項）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
イ 管路整備事業	394,169千円	12,901千円	407,070千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,366,263千円	54,645千円	1,420,908千円
第1項 営業費用	1,290,603千円	39,004千円	1,329,607千円
第2項 営業外費用	61,891千円	15,641千円	77,532千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額149,933千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額152,296千円」に、「引継金30,000千円」を「引継金88,267千円」に、「当年度利益剰余金処分数56,862千円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,180千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,138千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	484,434千円	10,538千円	494,972千円
第1項 企業債	397,554千円	6,338千円	403,892千円
第6項 国庫補助金	0千円	4,000千円	4,000千円
第7項 都補助金	0千円	200千円	200千円

	支 出		
第1款 資本的支出	634,367千円	12,901千円	647,268千円
第1項 建設改良費	394,169千円	12,901千円	407,070千円

(特例的収入及び特例的支出の補正)

第5条 予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ65,301千円及び231,712千円」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ129,436千円及び130,555千円」に改める。

(企業債の補正)

第6条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
公共下水道債	379,700千円	6,338千円	386,038千円
計	397,554千円	6,338千円	403,892千円

(利益剰余金の処分の補正)

第7条 予算第10条を削除する。

令和3年2月19日提出

狛江市長 松原 俊雄

## 狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書







## 令和2年度狛江市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

( 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

( 単位: 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益	△	1,922
減価償却費		255,568
賞与引当金の増減額(△は減少)		5,411
貸倒引当金の増減額(△は減少)		1,712
受取利息及び配当金	△	1
長期前受金戻入	△	220,677
支払利息及び企業債取扱諸費		53,532
未収金の増減額(△は増加)		109,825
未払金の増減額(△は減少)		<u>28,812</u>
小計		232,260
利息及び配当金の受取額		1
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△	<u>53,532</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー		178,729
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	306,017
無形固定資産の取得による支出	△	16,232
国庫補助金等による収入		4,200
一般会計等からの繰入金による収入		83,173
寄附金による収入		<u>1</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	234,875
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良目的企業債による収入		403,892
建設改良目的企業債の償還による支出	△	<u>222,344</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		181,548
資金に係る換算差額		0
資金増加額(又は減少額)		125,402
資金期首残高		<u>237,711</u>
資金期末残高		363,113

令和2年度狛江市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
	イ 土 地		48,217	
	ロ 建 物	6,553		
	減 価 償 却 累 計 額	0	6,553	
	ハ 構 築 物	9,778,749		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 233,870	9,544,879	
	ニ 機 械 及 び 装 置	37,592		
	減 価 償 却 累 計 額	0	37,592	
	ホ 車 両 運 搬 具	50		
	減 価 償 却 累 計 額	0	50	
	ヘ 工 具 , 器 具 及 び 備 品	82		
	減 価 償 却 累 計 額	0	82	
	チ 建 設 仮 勘 定		15,146	
	有形固定資産合計		9,652,519	
	ニ 施 設 利 用 権		699,190	
	無形固定資産合計		699,190	
	固 定 資 産 合 計			10,351,709
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		363,113	
	(2) 未 収 金	19,611		
	貸 倒 引 当 金	△ 1,712	17,899	
	流動資産合計		381,012	
	資 産 合 計			10,732,721

負債の部

3	固	定	負	債				
	(1)	企	業	債				
		企	業	債	合計	3,809,635		
		固	定	負	債	合計	<u>3,809,635</u>	
4	流	動	負	債				
	(2)	企	業	債				
		企	業	債	合計	231,513		
	(5)	未	払	金		223,606		
	(9)	引	当	金		6,822		
		流	動	負	債	合計	<u>461,941</u>	
5	繰	延	収	益				
	(1)	長	期	前	受	金	6,038,582	
		長	期	前	受	金	収益化累計額	$\Delta$ 220,677
		繰	延	収	益	合計	<u>5,817,905</u>	
		負	債	合	計	<u><u>10,089,481</u></u>		

資本の部

6	資	本	金			<u>604,216</u>								
7	剰	余	金											
	(1)	資	本	剰	余	金								
		イ	国	庫	補	助	金	6,835						
		ロ	都	補	助	金	2,638							
		ニ	受	贈	財	産	評	価	額	31,472				
		ホ	寄	附	金		1							
		資	本	剰	余	金	合計	<u>40,946</u>						
	(2)	利	益	剰	余	金								
		ホ	当	年	度	未	処	分	利	益	剰	余	金	$\Delta$ 1,922
			(	当	年	度	未	処	理	欠	損	金)		
		利	益	剰	余	金	合計	$\Delta$ 1,922						
		剰	余	金	合計			<u>39,024</u>						
		資	本	合計				<u>643,240</u>						
		負	債	資	本	合計		<u><u>10,732,721</u></u>						

# 令和2年度狛江市下水道事業会計開始貸借対照表

(令和2年4月1日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
	イ 土 地		48,217	
	ロ 建 物	6,553		
	減 価 償 却 累 計 額	0	6,553	
	ハ 構 築 物	9,419,024		
	減 価 償 却 累 計 額	0	9,419,024	
	ニ 機 械 及 び 装 置	37,592		
	減 価 償 却 累 計 額	0	37,592	
	ホ 車 両 運 搬 具	50		
	減 価 償 却 累 計 額	0	50	
	ヘ 工 具 , 器 具 及 び 備 品	82		
	減 価 償 却 累 計 額	0	82	
	チ 建 設 仮 勘 定		3,204	
	有形固定資産合計		9,514,722	
	ニ 施 設 利 用 権		704,656	
	無形固定資産合計		704,656	
	固 定 資 産 合 計		10,219,378	
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		237,711	
	(2) 未 収 金	129,436		
	貸 倒 引 当 金	0	129,436	
	流動資産合計		367,147	
	資 産 合 計		10,586,525	

負債の部

3	固	定	負	債		
	(1)	企	業	債		
				債	3,636,293	
			固	定		3,636,293
			負	債		
			合	計		
4	流	動	負	債		
	(2)	企	業	債	223,307	
	(5)	未	払	金	130,555	
			流	動		353,862
			負	債		
			合	計		
5	繰	延	収	益		
	(1)	長	期	前		
			受	金	5,951,209	
		繰	延	収		5,951,209
		負	債	合		9,941,364
			計			

資本の部

6	資	本	金			604,216
7	剰	余	金			
	(1)	資	本	剰	余	金
		イ	国	庫	補	助
		ロ	都	補	助	金
		二	受	贈	財	産
			資	本	剰	余
			金	合	計	
						6,835
						2,638
						31,472
						40,945
	(2)	利	益	剰	余	金
		利	益	剰	余	金
		剰	余	金	合	計
		資	本	合	計	
		負	債	資	本	合
						計
						0
						40,945
						645,161
						10,586,525

## 注記

### I. 重要な会計方針

狛江市下水道事業会計については、本年度より地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用し、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成している。

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数  
建物 50 年  
構築物 50 年  
機械及び装置 10～30 年  
車両運搬具 6 年  
工具、器具及び備品 6 年

##### (2)無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数  
施設利用権 45 年

#### 2 引当金の計上方法

##### (1)退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当組合負担金として計上しているため、退職手当に係る引当金の計上はしていない。

##### (2)賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12 月から 3 月までの 4 か月分）を計上している。

##### (3)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能額を計上している。

#### 3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

### II. 予定貸借対照表等

#### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から

起算して 1 年以内に償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる金額は 2,757,621 千円である。

### Ⅲ. リース契約により使用する固定資産

#### 1 リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 55 条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。



狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する参考資料

令和2年度狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細

収益の支出

(単位：千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 下水道事業費用		1,366,263	54,645	1,420,908	
1 営業費用		1,290,603	39,004	1,329,607	
1 管渠費		798,696	41,367	840,063	
	30 負担金	462,864	41,367	504,231	多摩川流域下水道野川幹線 下水処理負担金 41,367
4 総係費		200,157	△ 2,363	197,794	
	1 給料	26,443	△ 309	26,134	給料 △ 309
	2 手当	20,067	△ 1,673	18,394	職員手当 △ 1,673
	3 賞与引当金繰入額	4,514	△ 82	4,432	賞与引当金繰入額 △ 82
	6 法定福利費	9,814	△ 276	9,538	法定福利費 △ 276
	7 法定福利費引当金繰入額	1,002	△ 23	979	法定福利費引当金繰入額 △ 23
2 営業外費用		61,891	15,641	77,532	
3 消費税及び地方消費税		8,359	15,641	24,000	
	1 消費税及び地方消費税	8,359	15,641	24,000	消費税及び地方消費税 15,641

資本の収入

(単位：千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 資本の収入		484,434	10,538	494,972	
1 企業債		397,554	6,338	403,892	
1 建設改良企業債		397,554	6,338	403,892	
	1 建設改良企業債	379,700	6,338	386,038	公共下水道整備事業債 6,338
6 国庫補助金		0	4,000	4,000	
1 国庫補助金		0	4,000	4,000	
	1 国庫補助金	0	4,000	4,000	下水道事業補助金 4,000
7 都補助金		0	200	200	
1 都補助金		0	200	200	
	1 都補助金	0	200	200	下水道事業補助金 200

資本的支出

(単位：千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 資本的支出		634,367	12,901	647,268	
1 建設改良費		394,169	12,901	407,070	
1 管路建設改良費		394,169	12,901	407,070	
	1 給料	6,957	309	7,266	給料 309
	2 手当	4,686	1,673	6,359	職員手当 1,673
	3 賞与引当金繰入額	1,069	82	1,151	賞与引当金繰入額 82
	6 法定福利費	2,512	276	2,788	法定福利費 276
	7 法定福利費引当金繰入額	237	23	260	法定福利費引当金繰入額 23
	17 委託料	7,024	10,538	17,562	排水樋管及びポンプ遠隔制御詳細設計業務委託 10,538



議案第 4 号

令和 3 年度狛江市一般会計予算

上記の議案を別冊 1 のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。



議案第 5 号

令和 3 年度狛江市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。



議案第 6 号

令和 3 年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。



議案第 7 号

令和 3 年度狛江市介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。



議案第 8 号

令和 3 年度狛江市駐車場事業特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。



議案第 9 号

令和 3 年度狛江市下水道事業会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。



議案第 10 号

狛江市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部外部評価委員会の項を次のように改める。

基本計画推進委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 (1) 基本計画の推進に関すること。 (2) 基本計画の進捗管理に関すること。 (3) その他市長が必要と認める事項
-----------	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「外部評価委員会」を「基本計画推進委員会」に改める。

提案理由

狛江市基本計画推進委員会を市長の附属機関として加えるため。



議案第 11 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者の定める上級の公務員」を「任命権者の指定する職員」に、「別記様式による」を「任命権者の定める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

条例に様式を定めず、任命権者に委任する整理等を行うため。



議案第 12 号

狛江市高校生世代の児童の医療費の助成に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市高校生世代の児童の医療費の助成に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、高校生世代の児童を養育している者等に対し、児童に係る医療費の一部を助成することで、経済的な理由による高校生世代の児童の受診抑制を防ぎ、もって家庭の経済状況に左右されない平等な受診機会の確保と高校生世代の児童の心身の健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「高校生世代の児童」とは、15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者で市内に住所を有するものをいう。

2 この条例において「高校生世代の児童を養育している者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 高校生世代の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない高校生世代の児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

(3) 高校生世代の児童が何人からも監護を受けていないときは、当該児童本人

3 前項第 1 号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である高校生世代の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生世代の児童は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生世代の児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、保険医療機関等を受診した日において、高校生世代の児童を養育している者等であって、その者が養育する高校生世代の児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令

(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する高校生世代の児童を養育している者は対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(所得制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、対象者の所得が規則で定める額を超えるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな

(助成の範囲)

第5条 市長は、高校生世代の児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって高校生世代の児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。))を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額を除く。)を助成する。

2 前項に規定する助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるとき及び第三者行為により助成の事由が生じた医療に要する費用その他規則で定めるものの全部又は一部については、その限度において行わない。

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成を受けようとする高校生世代の児童を養育している者等は、養育する高校生世代の児童に係る医療費について、規則で定めるところにより市長に申請し、助成の決定を受けなくてはならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この条例の施行に際し必要な準備行為については、この条例の施行の前においても行うことができる。

#### 提案理由

高校生世代の児童の平等な受診機会の確保と心身の健やかな成長に資することを目的に、児童に係る医療費の一部を助成する事業を実施するため。



議案第 13 号

狛江市地域包括支援センターの運営基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市地域包括支援センターの運営基準に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地域包括支援センターの運営基準に関する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(4) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

第140条の68第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。

(5) 精神保健福祉士 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第131号）第 2 条に

規定する精神保健福祉士をいう。

第 4 条第 3 号中「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）」を削り、同条に次の 2 号を加える。

(4) 精神保健福祉士その他これに準ずる者

(5) その他地域包括支援センターにおいて包括的支援事業を効果的かつ効率的に実施するために市長が必要と認める者

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

包括的支援事業の実施に係る人員配置基準に精神保健福祉士を加えるため。



議案第 14 号

狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「平成30年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 1 号中「35,700円」を「37,500円」に改め、同項第 2 号中「42,800円」を「45,000円」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「53,500円」を「56,200円」に改め、同項第 5 号中「71,400円」を「75,000円」に改め、同項第 6 号中「78,600円」を「82,500円」に改め、同号ア中「第35条の 2 第 1 項」の次に「, 第35条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「又は第12号イ」を「, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第 7 号中「89,300円」を「93,800円」に改め、同号ア中「200万円未満」を「210万円未満」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第 8 号中「107,100円」を「112,500円」に改め、同号ア中「300万円未満」を「320万円未満」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第 9 号中「114,300円」を「120,000円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「132,100円」を「138,800円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「, 第12号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「142,800円」を「150,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「, 次号イ, 第13号イ, 第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「157,100円」を「165,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ, 第14号イ又は第15号イ」を加え、同項第13号中「171,400円」を「217,500円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号の次に次の 3 号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 180,000円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ又は第15号イに該

当する者を除く。)

- (14) 次のいずれかに該当する者 191,300円
- ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (15) 次のいずれかに該当する者 202,500円
- ア 合計所得金額が3,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第9条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「21,500円」を「22,500円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「21,500円」を「22,500円」に、「35,700円」を「37,500円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「21,500円」を「22,500円」に、「50,000円」を「52,500円」に改める。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第4号の規定による保険料の減免に係る申請書の提出期限については、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第9条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。  
(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)
- 3 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る

場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 4 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 提案理由

保険料の改定等に伴い、所要の改正を行うため。



議案第 15 号

狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例等の一部を改正する条例

(狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第233条」を「第233条・第234条」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第32条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

( 8 ) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の 1 項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  
第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第76条第1項及び第117条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から第39条まで、第41条及び第42条」を「第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条まで」に、「第34条及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第71条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第72条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除

く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第75条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第76条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第79条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第79条の3前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、同条中「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条において」を「第35条第1項において」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「及び第72条第3項」を「、第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号」に改める。

第93条中「次に掲げる事業」を「、次に掲げる事業」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条第1項中「管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う

ことができるものとする。) 」を加え、「以下」を削る。

第97条中「第29条」の次に「, 第33条の2」を, 「第39条まで」の次に「, 第41条の2」を, 「場合において」の次に「, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え, 同条後段中「第35条」を「第35条第1項」に改め, 同条中「, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り, 「第72条第3項」を「第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号」に改める。

第102条中「又は施設」の次に「(第104条第1項において「本体事業所等」という。) 」を加える。

第104条第1項に後段として次のように加える。

なお, 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し, かつ, 同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第108条中第10号を第11号とし, 第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第110条中「第29条」の次に「, 第33条の2」を, 「第39条まで」の次に「, 第41条の2」を, 「規程」と, 」の次に「同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え, 「, 第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「, 第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第113条第3項中「第140条第2項」を「第140条第3項」に改める。

第117条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし, 利用者等が参加する場合にあっては, テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) 」を加える。

第130条中第10号を第11号とし, 第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第131条第2項中「通いサービス及び宿泊サービスの利用は, 利用者の様態, 希望等により特に必要と認められる場合は, 一時的にその利用定員を超えることができるものとする」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者は, 利用者の様態, 希望等により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は, 一時的に登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる」に改める。

第137条中「第29条」の次に「, 第33条の2」を加え, 「第41条, 第42条」

を「第41条から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第72条第3項」を「第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号」に改める。

第140条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第142条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第146条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第157条において準用する第76条第1項に規定する運営推進会議における評価

第150条中「密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第151条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第152条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第152条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第157条中「第29条」の次に「第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業

者」と」を削り、「第7章第4節」と」の次に「第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第167条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第174条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第175条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第175条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第178条中「第29条」の次に「第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、「場合において」の次に「第33条の2第2項」を加え、同条後段中「第35条」を「第35条1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改め、同条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第8章第4節」と」の次に「第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第181条に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第181条第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第187条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第188条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第193条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第193条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持

及び改善を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第193条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は，入所者の口腔の健康の保持を図り，自立した日常生活を営むことができるよう，口腔衛生の管理体制を整備し，各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第198条中第8号を第9号とし，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第199条第3項に後段として次のように加える。

その際，当該指定地域密着型介護老人福祉施設は，全ての従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第199条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第207条中「第29条」の次に「，第33条の2」を，「第39条」の次に「，第41条の2」を，「規程」と，」の次に「同項，第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え，「，第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第212条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第216条中第9号を第10号とし，第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第217条第4項に後段として次のように加える。

その際，当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，全ての従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第217条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第219条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条、」の次に「第41条の2、」を、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「「2月」と、」を「「2月」と」に改める。

第232条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」」を削り、同条後段中「第72条」を「第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号」に改める。

第233条を第234条とし、第11章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第233条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第79条、第79条の3、第97条、第110条、第137条、第157条、第178条、第207条、第219条及び前条において準用する場合を含む。)、第144条第1項、第165条第1項及び第185条第1項(第219条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例(平成24年条例第29号)の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条・第92条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条中「又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第11条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会（）」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。（」を、「いう。」の次に「）」を加える。

第46条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第50条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条第2項中「通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることができるものとする」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の態様、希望等により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、一時的に登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる」に改める。

第65条前段中「第29条」の次に「、第29条の2」を加え、同条中「第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」を「第40条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「サービスの事業」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，適切な指定介護認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条前段中「第27条」の次に「，第29条の2」を加え，同条中「第37条，第38条（第4項を除く。），第39条，第40条（第5項を除く。）」を「第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）」に改め，「規程」と，」の次に「同項，第29条の2第2項，第32条第2項第1号及び第3号，第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え，「，第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め，同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第91条を第92条とし，第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は，作成，保存その他これに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方

式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、時期的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成30年条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「委任(第34条)」を「雑則(第34条・第35条)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「求めることができること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第8号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第30号を第31号とし、

第20号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、区市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区市町村に届け出ること。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その

結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章の章名を次のように改める。

#### 第5章 雑則

第34条を第35条とし、第5章中第33条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、本条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定され

るものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例第3条第3項及び第41条の2（第60条、第79条、第79条の3、第97条、第110条、第137条、第157条、第178条、第207条、第219条及び第232条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第32条、第56条、第71条（第79条の3において準用する場合を含む。）、第93条、第108条、第130条（第232条において準用される場合を含む。）、第151条、第174条、第198条及び第216条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例第3条第3項及び第38条の2（第65条、第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第28条、第58条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第3条第5項及び第30条の2（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第21条（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは、「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例第33条の2（第60条、第79条、第79条の3、第97条、第110条、第137条、第157条、第178条、第207条、第219条及び第232条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施

しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例第29条の2（第65条，第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第22条の2（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例第34条第3項（第60条において準用する場合を含む。）及び第75条第2項（第79条の3，第97条，第110条，第137条，第157条，第178条及び第232条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例第32条第2項（第65条，第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第24条の2（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例第72条第3項（第79条の3，第97条，第110条，第137条及び第232条において準用する場合を含む。），第152条第3項，第175条第4項，第199条第3項及び第217条第4項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例第29条第3項（第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例第193条の2（第219条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第7条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例第193条の3（第219条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(管理者に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における改正後の狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第6条第1項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項の規定にかかわらず、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）等の施行に伴い，所要の改正を行うため。



議案第 16 号

狛江市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

狛江市住居表示に関する条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市長が別に」を「規則で」に改める。

第 4 条第 1 項中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条第 2 項中「市長が別に定める場合を除き、別記様式によらなければならない」を「規則で定める」に改める。

第 5 条中「、必要な事項は、市長が別に」を「必要な事項は、規則で」に改める。

別記様式を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

条例に様式を定めず、規則に委任するよう整理を行うため。